

厚木市中小企業等 S D G s 推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組を推進するため、その視点を踏まえた新製品又は新技術の開発を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において厚木市中小企業等 S D G s 推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) あつぎ S D G s パートナー あつぎ S D G s パートナー制度実施要綱（令和4年7月26日施行）に基づき、あつぎ S D G s パートナーの登録をしている者をいう。
- (3) 产学共同開発 グループ（中小企業者と大学で構成されるグループであって、あつぎ S D G s パートナーであるものに限る。）が行う共同開発をいう。
- (4) 設備投資 中小企業者が補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）のために機械、装置等を購入して設置することをいう。

(対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす中小企業者とする。

- (1) あつぎ S D G s パートナーに登録し、又は登録を予定していること。
- (2) 市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあっては、市内に1年以上住所を有すること。
- (3) 市税（延滞金等を含む。）を完納していること。
- (4) 補助対象事業について、国、県又は公的団体から補助金等の交付決定を受けていないこと。
- (5) 同一年度内にこの要綱による補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が S D G s の視点を踏まえて行う新製品又は新技術の開発であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市長が定めた期間中に実施するもの

- (2) 100万円以上の経費が生じるもの
 - (3) 50万円以上の設備投資があるもの
- (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（第8条第1項の規定による交付決定後から市長が定める日までに支出したものに限る。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用のうち次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 開発費
- (2) 機器等購入設置費
- (3) 外注費
- (4) 免許等の取得・登録費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 知的財産権取得経費
- (7) 改修工事費（市内事業所内を改修する場合に限る。）
- (8) 通信運搬費
- (9) 研修費、謝金、撤去費その他補助対象事業の実施に係る経費として市長が必要と認めたもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、その上限額は、200万円（产学研共同開発にあっては、250万円）とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期日までに、厚木市中小企業等SDGs推進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納税証明書（市税に未納のない証明書）
- (2) 会社の経歴が分かる書類
- (3) 直近の決算書の写し
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 役員等氏名一覧表
- (7) 補助対象経費に係る見積書
- (8) 产学研共同開発にあっては、共同開発契約書又はそれに類するもの

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を速やかに審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、厚木市中小企業等SDGs推進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、厚木市中小企業等SDGs推進事業補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、適當と認めるものについて、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

3 補助対象事業の計画の変更により、補助対象経費に変更が生じる場合において、当該補助金の額は、前条第1項の規定により決定した交付決定額を上限とする。

(事業実績の報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したとき又は補助事業年度が終了したときは、厚木市中小企業等SDGs推進事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の契約書の写し
- (4) 補助対象経費の領収書等の写し

(交付時期等)

第11条 補助金は、前条の規定による事業実績の報告に基づき交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を速やかに交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金

の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第 10 条の規定による事業実績の報告の際に、あつぎ S D G s パートナー の登録がないとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- (4) 交付決定後、1 年以内に事業を廃止し、又は市内での営業を取り止めたとき。
- (5) 交付決定後、補助対象事業の実施により取得した 1 件の取得価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の財産（以下「取得財産」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間を経過する前に、市長の承認を受けないで、売却し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は市外の事業所への移動をしたとき。
- (6) 取得財産について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 383 条の規定に基づく固定資産税の申告をしなかったとき。

（検査等）

第 13 条 市長は、交付決定者に対して補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求めることができる。

（重複助成の禁止）

第 14 条 この要綱に規定する補助金は、厚木市特許等出願支援補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に規定する補助金、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に規定する補助金、厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱（令和 3 年 8 月 1 日施行）に規定する補助金並びに厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成 21 年厚木市条例第 2 号）及び厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則（平成 21 年厚木市規則第 36 号）に規定する奨励措置と重複して受けることはできない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。